

河川・下水道事業調整協議会設置要綱

(設 置)

第1条 近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、幸手市内の浸水被害を軽減するため、埼玉県と幸手市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的として、河川・下水道事業調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 協議会は、次の事項を検討する。

- (1) 浸水被害の状況及び要因の把握
- (2) 浸水被害軽減に向けた連携方策の検討
- (3) 事業実施計画の調整や事業進度の調整等
- (4) その他、協議会が必要と認めた事項

(構 成)

第3条 協議会の構成は、別表1による。

(意見聴取等)

第4条 協議会は、検討内容について必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、幸手市水道部下水道課に置く。

(情報公開)

第6条 協議会における資料及び議事の要旨については、あらかじめ出席者に確認の上、公表するものとする。

(協議会)

第7条 協議会は事務局が招集し、基本事項を協議し決定する。

(担当者会議)

第8条 協議会に担当者会議を置き、担当者会議の構成は、別表2による。

- 2 担当者会議は、事務局が招集し、協議会に諮る事項を協議し、協議会において指示された事項を協議する。また、事業実施計画や事業進度の調整及び事業進度の管理を行う。
- 3 担当者会議は、必要に応じて関係流域の市町村等の関係団体の出席を求めることがある。
- 4 担当者会議は、協議過程について、必要に応じて協議会へ報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

(平成31年4月1日 改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

協議会の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			杉戸県土整備事務所
			総合治水事務所
	幸手市	下水道局	下水道事業課
	幸手市	建設経済部	道路河川課
		水道部	下水道課

別表2（第8条関係）

担当者会議の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			杉戸県土整備事務所
			総合治水事務所
	幸手市	下水道局	下水道事業課
	幸手市	建設経済部	道路河川課
		水道部	下水道課